

公

告

次のとおり入札後審査型制限付き一般競争入札（以下「本件入札」といいます。）を執行するので、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第6条の規定により公告します。なお、この公告における用語等及び本件入札についての基本事項については、建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成22年高契・公告第1号・令和8年4月1日改正）の適用があります。

令和8年9月7日

高松市長 大西秀人

1	工事名	飯田町団地 2 号棟外 2 棟解体工事	
2	工事場所	高松市飯田町地内	
3	工事の種類	解体工事	
4	工事の概要	別表のとおり	
5	工期	契約締結日から令和 9 年 3 月 1 0 日まで	
6	入札の区分	価格競争	
7	入札に参加することができる者	単体企業	
8	予定価格	事後公表	
9	最低制限価格	設定する 事後公表	
1 0	支払条件	○前金払（市前金規則要件に該当するものは、中間前金払を含む。） ×部分払 ○しゅん工払	
1 1	入札保証金	免除する	
1 2	契約保証金	納付を要する（代替方法有り）	
1 3	入札に参加する者に必要な資格	基本要件	単体企業共通資格
		営業所の所在地要件	市内企業
		業種登録	解体工事
		元請又は一次下請施工実績	国、地方公共団体等の発注機関の発注した工事のうち、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造の建築物の解体工事（主体工事に限る。なお、発注業種は建築一式工事又はとび・土工・コンクリート工事でも可。）で、請負金額（消費税及び地方消費税を除く。）が 1， 2 0 0 万円以上のもの（過去 1 5 年（一次下請としての施工実績にあっては 7 年）以内のものに限る。）。ただし、外構部分のみの解体工事は、施工実績として認めない。 ※ J V 実績可

	配置技術者	法定の専任基準による監理技術者（解体工事業）又は主任技術者（解体工事業）
	特定建設業の許可	法定基準による
1 4 設計図書等の閲覧及び交付等	設計図書等の閲覧をすることができる期間	令和 8 年 9 月 7 日から同年 1 0 月 2 日まで（休日を除く。）
	設計図書等の電子入札システム利用による閲覧及びダウンロードの期間	令和 8 年 9 月 7 日から同年 1 0 月 2 日午後 5 時までのかがわ電子入札システム稼働時間中
	設計図書等についての質問事項を記載した書面の電子入札システム利用による提出期間	令和 8 年 9 月 7 日から同月 1 8 日午後 4 時までのかがわ電子入札システム稼働時間中（紙での提出の場合は別途）
	提出された質問及びこれに対する回答を記載した書面の電子入札システム利用による閲覧及びダウンロードの期間	令和 8 年 9 月 2 5 日から同年 1 0 月 2 日午後 5 時までのかがわ電子入札システム稼働時間中（初日に限り、午後 1 時までに関覧開始）
1 5 入札書等の提出	入札書の提出期間	令和 8 年 9 月 2 9 日から同年 1 0 月 2 日午後 5 時までのかがわ電子入札システム稼働時間中（紙入札での参加の場合は別途）
	入札（開札）日	令和 8 年 1 0 月 7 日
	入札書に添付する提出書類	・積算内訳書 ・入札参加資格確認申請書（兼施工実績確認資料・配置予定技術者確認資料）（様式第 1 号）
	落札候補者の提出書類	・施工実績審査用書類 ・配置予定技術者審査用書類（資格関係） ・配置予定技術者審査用書類（雇用関係） ・主任技術者兼務届 ※該当の場合のみ ・委任状（営業所への委任）※該当の場合のみ ・営業証明書 ※該当の場合のみ
1 6	入札参加資格の事前確認の日	令和 8 年 1 0 月 5 日
1 7	契約の締結	市議会の議決を要しない
1 8	建設リサイクル法	対象工事
1 9	補則	（1）施設利用者等の動線について、安全に通行できる状態を確保すること。 （2）本案件は、高松市週休 2 日モデル工事实施要領に定める週休 2 日モデル工事（発注者指定型）である。 （3）本工事に配置する現場代理人は、契約金額にかかわらず、他の工事との兼務を認めない。 （4）契約工期の 2 週間前までに現場作業を完了すること。

備考

- 1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定

する休日、土曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。

- 2 積算に当たっては、設計書表紙の「単価適用」、「設計書作成」等を確認すること。
- 3 高松市工事請負契約約款第21条第1項の規定により、受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができるので、監督員に申し出ること。
- 4 高松市工事請負契約約款第25条において、全体スライド、単品スライド及びインフレスライドに関する規定を設けているので、要件に適合する場合は、これらの制度を活用すること。

別表（工事の概要）

解体工事

建物解体工事 補強コンクリートブロック造 平家建 3棟

延べ面積 406.69㎡

外構等撤去工事 一式

電気設備解体工事 一式

機械設備解体工事 一式

解体後整地工事 一式